

ふるさと納税企業版への検討課題

注目度が高まっている「ふるさと納税」に関して、企業版創設に関する議論が政府部内でも指摘されている。安倍政権の中で地方創生政策が大きな柱となっていることは周知の通りであり、地方での雇用・子育て等の生活環境を整える要因として地域の財源を如何に確保するかは大きな課題となっている。その中で、住民税を中心とした個人のふるさと納税の規模の拡大だけでなく、対象税目の拡大によってその一層の充実を実現する考え方である。ふるさと納税は、税制面はもちろんのこと各地方自治体の財政運営、そして国と地方、地方間の財政配分にも影響を与える課題であり税財政制度全体から課題を整理し制度を検討する必要がある。

現実に企業の地方移転を進め、東京に集中するマネジメント機能や投資資金を地方に分散するには一定の時間を必要とする。このため、高齢化や経済活動の都市部集中等急速な外部環境変化に迅速に対応するには、現在の地方間税財政調整制度を補完する政策として位置づける必要があるとする考え方でもある。もちろん、ふるさと納税は寄付行為であり、現行制度においても法人がふるさと納税的に地方自治体に寄付を行うことは可能であり、損金処理することでの税制上のメリットを受ける。ふるさと納税は、特定寄附金の「国、地方公共団体に対する寄附金」に該当し、一般的な寄附金の場合と異なり損金処理できる額に限度がなく、法人のふるさと納税制度を個人と同様に認めるとすれば、限度の設定や控除方式等制度拡充の有無が重要となる。この場合、個人と異なり特定の企業が一定の範囲ではあるものの多額のふるさと納税を特定の地方自治体に行うことも可能となり、課税の「応益性の原則」を如何に税制上踏まえるか同時に、寄付金を受け入れる地方自治体においても「受益者負担の原則」を住民に今まで以上に明確化していく必要があることなどに配慮し制度設計する必要がある。具体的な制度設計に関して、経済界等から基礎自治体単位でふるさと創生のための3-10年程度の計画を作成しPDCAサイクルを織り込み、寄付企業に対しては当該地方自治体から年に2回程度、その進捗状況の報告を行う等の案が指摘されている。そして、計画の期間に応じて企業には単年度に限定しない複数年の関与を求める一方、計画の進捗に齟齬を生じて当初の予定通りの成果が実現できない場合には、企業は計画期間の途中でもふるさと納税支援を取り止める等見直すことができるという構想も提示されている。また、ふるさと創生の案の作成に当たって、近隣の地方自治体と共同提案した場合には、ふるさと納税の基本額を上乗せできる提案もある。

今後、検討を進めるに際しては、寄付行為自体に用途制限等を付与することは可能であるものの、用途制限は教育関係支出、環境保全支出等大枠で設定することが基本である。ふるさと納税した資金は地方自治体の財政資金となることから、計画策定やそれへの評価は自治財政権を尊重し首長の予算編成権と議会の権限に十分に配慮する制度設計が必要となる。また、地方自治体に計画を提出してもらい、寄付者が直接評価を行う仕組みを想定する場合、納税ではなく補助金的性格を強くすることにならないよう留意する必要もある。まち・ひと・しごと創生の場合、国が交付金等としての財政資金を提供し納税者に替わって評価するものであり、納税者が直接評価する仕組みではない。この点は、納税した税金は「公」の資金であり、地域住民以外の個人・企業の意図で統制することへの是非を踏まえた制度設計が必要となる。さらに、提出された計画への評価を寄付企業が公平・中立に行うことへの担保が必要となるほか、ふるさと納税の資金は、計画対象だけでなく自治体財政運営の他の財政支出配分と密接な関係を持つことから、当該寄付企業が寄付対象当該自治体の経済活動に大きな影響を与えている場合（工場進出、プロジェクト展開）、納税が企業の経営意図に左右されない中立な判断によることを外部に明確にする仕組みづくりが前提となる。なお、複数の地方自治体からの提案に対してふるさと納税の上限額を引き上げる場合、一部事務組合等の組織は別として寄付行為は各自自治体に行い議会等もそれぞれで構成されていることから執行およびその責任に関する新たな制度設計による地方行財政の枠組み形成に努めることも必要となる。